

個人住民税の税制改正についてのお知らせ

個人住民税(市・県民税)は、前年中に所得があった人に課税されるもので、その人の前年1年間の所得に応じて課税される「所得割」と、所得の多少にかかわらず広く均等に一定の税額で課税される「均等割」とがあります。

この個人住民税については、「より広く、より薄く」という性格の税金であることや地方の基幹税としての充実確保を図るという観点から改正が行われました。

その主な点についてお知らせします。

1 平成16年度課税(平成15年中の所得)分からの改正

ア 市民税均等割税率の統一

市町村の行政サービスが人口規模別に見ても格差がなくなっていることや均等割額の推移がこれまでの国民所得や地方歳入などの推移と比較すると低い水準にとどまってきたことから、人口段階に応じた税率区分が廃止され、税率が年額3,000円に統一されました。

都留市の場合、2,000円から3,000円に改正となります。

改正前			改正後
人口50万以上の市	3,000円		3,000円
人口5万以上50万未満の市	2,500円		
その他の市及び町村	2,000円		

※県民税の均等割額1,000円と合わせて4,000円となります。

イ 非課税基準額の見直し

個人住民税は一定の所得以下の場合には非課税となりますが、個人住民税の性格上、より広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うべきものであることから、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合の非課税基準額が次のとおり引き下げられました。

○均等割の非課税基準額

改正前	28万円×家族の人数(本人+控除対象配偶者+扶養親族)+19万2千円
改正後	28万円×家族の人数(本人+控除対象配偶者+扶養親族)+17万6千円

○所得割の非課税基準額

改正前	35万円×家族の人数(本人+控除対象配偶者+扶養親族)+36万円
改正後	35万円×家族の人数(本人+控除対象配偶者+扶養親族)+35万円





2 平成17年度課税(平成16年中の所得)分からの改正

ア 生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の廃止

均等割を納める夫と同じ市内で生計を一にしている妻については、均等割が非課税とされていますが、男女共同参画社会の進展により就業して所得を得る妻が増えていることから税負担上の不公平が生じてきています。

このため、均等割を納める夫と同じ市内で生計を一にしている妻に対する非課税措置が、平成17年度から廃止され、一定の所得(非課税基準額)を超えている妻には均等割が段階的に課税されます。

平成17年度は1/2の額(市・県民税合わせて2,000円)、平成18年度以降は全額(市・県民税合わせて4,000円)が課税されることになります。

イ 配偶者特別控除の一部廃止

納税者本人の合計所得が1,000万円以下で、配偶者の所得が76万円未満(給与所得者の場合は収入141万円未満)の場合に適用される配偶者特別控除のうち合計所得金額38万円以下(給与所得者の場合は収入103万円以下)の控除対象配偶者に対して配偶者控除に上乗せして適用されている配偶者特別控除が廃止されます。

配偶者の合計所得金額	左に対応する給与収入金額	区 分	配偶者控除	配偶者特別控除額	合 計
38万円以下	103万円以下	現 行	33万円 (38万円)	33万円～0円 (38万円～0円)	66万円～33万円 (76万円～38万円)
		改正後	33万円 (38万円)	適用なし	33万円 (38万円)
38万円超～76万円未満	103万円超～141万円未満	改正なし	適用なし	33万円～0円 (38万円～0円)	33万円～0円 (38万円～0円)

注1. () 内は所得税計算時の控除額です。

2. 年齢70歳以上の配偶者は、老人控除対象配偶者に該当しますので、配偶者控除は38万円(所得税は48万円)となります。

3 高齢者に関わる課税の見直し

高齢者と現役世代との世代間のバランスの確保や所得に格差のある高齢者間の税負担の公平を図る観点から、平成18年度課税(平成17年中の所得)分から次の点が改正になります。

- 1 老年者控除(住民税48万円、所得税50万円)の廃止
- 2 公的年金等控除の65歳以上の者の上乗せ措置の廃止

65歳以上の年金受給者の公的年金等控除の最低保証額が140万円から70万円に引き下げられます。

ただし、65歳以上で標準的な年金だけで暮らしている高齢者世帯には課税されないよう、老年者特別加算として、公的年金等控除の最低保証額を50万円加算する特例措置が講じられます。

問合先 税務課 市民税担当